平成２７年（フ）第１２０号
香川県東かがわ市湊1183番地３　山下団地Ａ棟301号
債務者　横畠みな代（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３４号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目４番３号　慈照園、前住所静岡県浜松市東区植松町69番地の９　レリブ植松303号室
債務者　乗松　博士
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
静岡県浜松市西区入野町16429番地の14　ハイツサウスヒル202、前住所静岡県浜松市中区和合町1309番地の１　グランヴィ和合212
債務者　髙野　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
東京都町田市成瀬が丘１丁目26番地15ハイツ白鳥201
債務者　山崎　　昇
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４１号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目２番23―1009号
債務者　御幡　裕治
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６８号
大阪市港区三先２丁目１番19―704号
債務者　島村　勝幸
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２９号
大阪市東成区東小橋３丁目７番８号エステイトビル　601号
債務者　藤本　尚也
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７１号
大阪府四條畷市中野本町２番８号　第２シャルマン四條畷305、前住所大阪府大東市諸福６丁目１番９号
債務者　太田　厳彦
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３号
釧路市堀川町８番３号　ハイツクレソンＡ号室
債務者　藤田　智恵（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４５号
岡山市北区葵町５番17号　㈲梶葉建設
債務者　里　　藤子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１号
岡山市北区西古松２丁目11番５号
債務者　楠木　孝文（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６２号
岡山市東区河本町325番地５
債務者　大城奈津子こと　徐　奈津子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６８号
東京都府中市南町４丁目40番地南町４丁目アパート２―1005
債務者　山本　幸江
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４６号
東京都町田市南つくし野３丁目７番地14ホワイトベルすずかけ台303
債務者　本間はる美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７０号
長崎県佐世保市吉井町直谷1236番地、前住所長崎県佐世保市吉井町直谷778番地２
債務者　前田　忠信
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係